

# 1 計画策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

近年、BS放送などの普及により多種多様なスポーツが放送されるほか、インターネットの浸透により関連情報の入手が手軽にできるようになりました。加えて、スポーツ施設やサービスが充実されたことによりスポーツへの参加や活動が容易に行えるようになり、より身近なものとして、人々のスポーツへの関心が高まってきています。

また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、今後さらにスポーツへの注目が集まり、同時に人々のスポーツに対するニーズも多様化することが予想されます。

一方で、テレビやパソコン、ゲームに夢中になり、スポーツに興味を持たない幼児・青少年層、仕事や家事が生活の大部分を占めスポーツをする余裕を持ってない成年層、体力の低下によりスポーツから遠ざかる高齢者層のほか、スポーツへの参加機会が少ない障がいのある人などの間で、今後スポーツ離れが進んでいくことが懸念されています。

適度な運動は、いずれの人たちにとっても、健康を維持するために欠かせません。スポーツは、子どもの「走る」、「跳ぶ」、「投げる」といった基本的な運動能力の向上は言うまでもなく、高齢者であっても、ウォーキングなどの軽い運動を行うことにより老化の進行を抑えることができるといわれています。

国では、平成23年に制定された「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」を平成24年に策定し、スポーツ基本法に示された理念の実現に向けた総合的かつ計画的に取り組む施策を立案しています。

静岡県では、平成17年に策定した「静岡県スポーツ振興基本計画」を平成23年に見直し、現行の基本計画を策定しております。そこでは、静岡県の現状と課題を踏まえたスポーツ振興の基本的な方向性を示しています。

このように、国・静岡県ともに、ライフスタイルの変化やニーズの多様化に対応するために、計画の見直しを行っています。

本市では、平成16年に策定した「スポーツ振興基本計画」及び平成20年に策定した「スポーツ振興基本計画後期推進計画」に従って、スポーツの振興を行ってきましたが、これらの計画期間が終了することから、国や静岡県の計画改定内容及び市民のニーズの変化などを踏まえて、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を実現できるよう「沼津市スポーツ推進基本計画」を策定します。

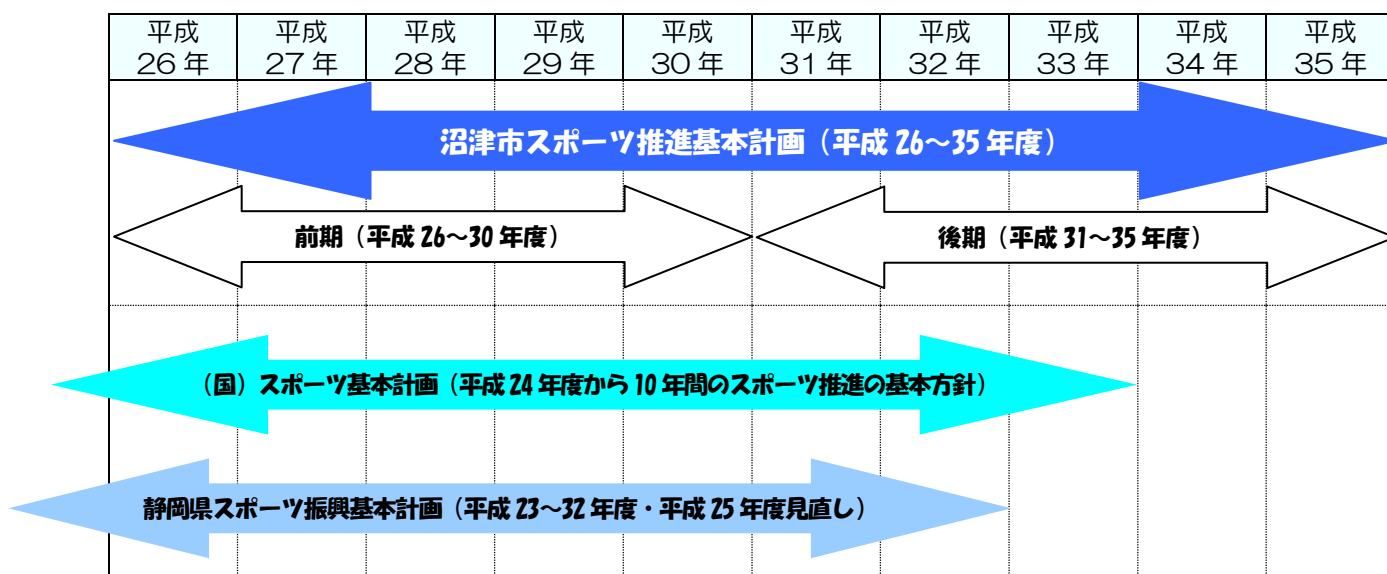
## (2) 計画の位置付け

本計画は、国の「スポーツ基本法（平成 23 年制定）」の第 2 章 第 10 条に規定された、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）として策定するものです。

また、国の「スポーツ基本計画（平成 24 年策定）」や静岡県「静岡県スポーツ振興基本計画（平成 23 年策定）」を参考にし、「第 4 次沼津市総合計画（平成 23 年策定）」との整合性を図りながら策定します。また、「沼津市健康増進計画」などの関連する計画とも整合性を保った基本計画とします。

## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 か年とします。この計画期間を、平成 26 年度から平成 30 年度までの前期、平成 31 年度から平成 35 年度までの後期に分け、計画の推進を図ります。



#### (4) スポーツの定義

スポーツは、英語の「sports」からの外来語で、「sport」は「気晴らし」や「楽しみ」「遊ぶ」などを意味する中期英語の「disport」が変化した言葉です。

日本では、大正末頃からこの言葉は一般化されましたが、当時は野球やテニスなど、欧米から入ってきたスポーツのみをさしていました。柔道や空手などの武道を含み「スポーツ」と呼ばれ始めたのは、戦後のことのようにです。

「スポーツ」は、その語源にもあるように、「気晴らし」や「気分転換」がそもそもの意味であり、それをすること自体が「喜び」や「楽しさ」をもたらす活動です。

本計画内では、競技スポーツに限らず、ジョギング、ウォーキング・散歩、体操などの軽いスポーツやレクリエーションなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして定義します。

また、スポーツを「する」以外に、スポーツを「観る」、スポーツ活動を「支える」といった活動も、スポーツとして定義します。



静岡縣市町対抗駅伝競走大会



キンボールスポーツ